

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

「神戸市長期優良住宅建築等計画の認定  
等に関する要綱」の改正（案）

意見募集期間

2023年10月30日～2023年11月28日

問い合わせ先

神戸市建築住宅局建築安全課

電話 078-595-6556

## 1 意見募集期間

2023年10月30日（月）～2023年11月28日（火）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

- (1) 郵送による提出（2023年11月28日（火曜）必着）

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階  
神戸市建築住宅局建築安全課 意見募集（災害配慮基準）宛

- (2) ファクシミリ による提出

(078)595-6663

神戸市建築住宅局建築安全課 意見募集（災害配慮基準）宛

- (3) 電子メールによる提出

アドレス:kentikuanzen@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集（災害配慮基準）」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

- (4) 持参による提出

神戸市 建築住宅局 建築指導部 建築安全課（三宮国際ビル5階）

平日8時45分から12時までと13時から17時30分までの間

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「長期優良住宅の災害配慮基準改正（案）」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2023年12月下旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページをご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただけます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

# 「神戸市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱」の改正(案)の概要

## ～自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準の見直し～

### 1. 改正の趣旨

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の改正（令和3年5月28日）により、長期優良住宅の認定に関して“自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項”が追加されたことから、同法第6条に基づく「神戸市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱」に同配慮に関する基準を追加して運用してきました。

今回、認定を行わないことを基本とする「災害の危険性が特に高い区域」に関する考え方を整理し、同区域の一部を見直すこととします。

### 2. 改正の概要

同要綱第6条（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準）により認定を行わないこととしていた区域のうち、災害防止の措置が講じられている以下の区域については、認定を行うことを可能とします。

- ① 地すべり防止区域のうち、地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域

### 3. 施行予定日

令和5（2023）年12月下旬頃